

シルバー派遣事業

「シルバー派遣事業」とは、公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会が行う「労働者派遣事業」です。公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会が派遣元事業主となり、伊勢原市事務所（公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター）が実施事業所となります。

「シルバー派遣事業」は、シルバー人材センターが従来から実施している「請負・委任」による就業とは形態が異なり、労働者派遣契約に基づき、センターが雇用する会員を派遣し、お客様（派遣先）の指揮命令の下で会員が就業します。

シルバー派遣事業の特色

- 豊かな経験・知識・技能を有した会員（60歳以上）をお客様のニーズ（必要な時に、必要な時間、必要な人材）に応じて派遣します。
- 派遣労働者は「臨時的・短期的な就業（月10日程度以内）」又は「軽易な業務に係る就業（就業時間がおおむね週20時間を超えない）」の就業となります。

※制限を超える場合には、複数会員によるローテーション就業で対応させていただきます。

- 一般的には、同じ事務所で3年を超えて働くことはできませんが、60歳以上の高齢者は労働期間の制約はありません。
- また、30日以内の日雇い派遣は原則禁止となりますが、60歳以上の高齢者は対象外となっています。
- 「労働者派遣契約」を締結し、会員を派遣しますので、発注者の指揮命令の下で他の従業員と共同で働くことが可能となります。
- 派遣される会員は、社会保険や雇用保険の適用はありませんが、労働者災害補償保険（労災保険）に加入しています。
- 労働者派遣法で定められている(1)港湾運送業務、(2)建設業務、(3)警備業務、(4)病院等における医療関係の業務のほか、高齢者にとって危険または有害な作業等については派遣することができません。
- 対応できる会員がない場合は、派遣できない場合もございます。



シルバー派遣事業の料金

それぞれの作業内容に応じた金額に事務費20%を加算し、さらに消費税10%を加えた額が契約金額となります。詳細については、当センターまでご連絡ください。